

未来ある人財を支える 奨学金返還 支援制度

就業規則に支援規定を整備した中小企業に対し、最大8万円/年間を補助します

奨学金返還支援制度とは、就業規則等に支援規定を整備し、従業員に支援する中小企業等に対し、静岡県と牧之原市が行うもので、中小企業等が雇用する従業員が返還する奨学金のうち1/6を、県と市がそれぞれ最大4万円/年を補助するもの。

【例】従業員の返還額24万円/年、企業の支援額12万円/年の場合

県 4万円
[1/6]

市 4万円
[1/6]

企業 4万円
[1/6]

本人（従業員） 12万円
[3/6]

※県・市の8万円は企業へ補助金という形で企業へ支出

対象企業

県内に本店または主たる事業所をもち
市内に事業所を有する中小企業等

対象従業員

35歳以下で新たに採用（新卒・中途）され
市内に居住する者

対象奨学金

- 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
- 地方公共団体、大学、民間企業その他の奨学金貸与機関が貸与する奨学金。ただし、静岡県医学修学研修資金、静岡県看護職員修学資金貸付金、静岡県保育士修学資金貸付金、静岡県介護福祉修学資金貸付金その他の学資金で、特定の職種へ就職した場合または特定の地域に居住した場合その他一定の要件に該当した場合に返還の全部または一部が免除されることとなるものは対象外

対象期間

暦年（1月～12月） ※令和7年度のみ施行日（令和7年10月2日）～令和8年3月

企業が「奨学金返還支援制度」を導入するメリット

採用ページに明記できる

企業の福利厚生の一つとして採用ホームページなどに明記できるため、福利厚生が充実していることのアピールにつながります！

長期的な経済支援が可能

奨学金返済には何十年もかかる場合があります。制度を導入することで従業員の長期的な経済支援が可能となり、さらに人材定着にもつながります！

従業員の経済的負担軽減

大学生の約半数が奨学金を利用しており、新卒から始まる返済は負担が大きい。従業員の経済的負担を軽減させてあげることで従業員に安定した生活を提供できます！

制度導入にあたっては
右の2つの方法があります▶

従業員

返還

奨学金貸与機関

企業等が手当等として
従業員に金銭を支給

① 手当等

or

② 代理返還

企業等が返済額の一部または全部を貸与機関に直接送金

企業等

補助金

県・市

牧之原市商工企業課商工振興係

〒421-0592 牧之原市相良275

☎ 0548-53-2647 ✉ shoko@city.makinohara.lg.jp